



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月25日金曜日 第1402号

## ◇ 目次 ◇

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....1201

## 告 示

- 愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....1204
- 新たに生じた土地の確認（西海町）.....1204
- 字の区域の変更（ " ）.....1204
- 新たに生じた土地の確認（ " ）.....1204
- 字の区域の変更（ " ）.....1204
- 鳥獣保護区の設定.....1204
- 鳥獣保護区の存続期間の更新.....1205
- 銃猟禁止区域の設定.....1205
- 休猟区の設定.....1207
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1209
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....1210
- 新たな土地改良事業の施行の認可.....1211
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....1211
- 土地改良区連合の解散.....1212
- 村営土地改良事業の施行の同意.....1212
- 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1212
- 道路の区域変更（県道落合久万線）.....1212
- 道路の供用開始（ " ）.....1212
- 道路の区域変更（県道久万中山線外）.....1212
- 道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....1213
- 道路の供用開始（ " ）.....1213
- 道路の区域変更（県道広田双海線）.....1213
- 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....1213
- 道路の供用開始（ " ）.....1214
- 道路の位置の指定.....1214

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1214
- 採石業務管理者試験の合格者の発表.....1214

## 規 則

### ○愛媛県規則第69号

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業改善資金貸付規則（昭和51年愛媛県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項を第3号の項とし、同項の次に次のように加える。

(4) 農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等	立木の取得に要する経費	5年以内（据置期間1
-----------------------------	-------------	------------

（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7に規定する森林所有者等をいう。）が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金

の100分の80

年以内を含む。）

第2条第2項の表新林業部門導入資金の種類欄中「（昭和26年法律第249号）」を削る。

第11条第1項中「から第3号まで及び」を「及び第2号並びに」に改める。

様式第2号（その1）総括表の欄中

「 森林所有者の氏名 を 森林所有者の氏名又は名称 に、 」

面積	施業計画樹立（予定） 年 月 日	
	森林施業計画	団地共同森林施業計画
ヘクタール	年月日	年月日

を

面積	森林施業計画樹立 （予定）年 月 日	
ヘクタール	年月日	

に改め、同欄記載要領

1中「俗称、団地共同森林施業計画の団地名等」を「俗称等」に改め、同様式（その2）を削り、同様式（その3）総括表の欄中

「

森林所有者の氏名
----------

」を「

森林所有者の氏名又は名称
--------------

」に改め、同様式（その3）注

1中「第3号」を「第2号」に改め、同様式（その3）を同様式（その2）とし、同様式（その4）総括表の欄中

「

森林所有者の氏名
----------

」を「

森林所有者の氏名又は名称
--------------

」に改め、同様式（その4）注

1中「第4号」を「第3号」に改め、同様式（その4）を同様式（その3）とし、同様式（その3）の次に次のように加える。

様式第2号(その4)

木材安定供給促進資金事業計画書														
総括表	申請者の氏名又は名称	立木所有者の氏名又は名称	伐採対象立木			立木の樹種、樹齢及び材積				取得対象立木	伐採年度	取得資金内訳		
			立木の位置			計						林業改善資金	自己資金	
			市町村字	地番	林小班	人工林の立木		天然林の立木						計
						樹種	樹齢 級	材積 立方メートル	樹種			樹齢 級	材積 立方メートル	
記載要領 1 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木及び取得する立木を記載すること。 2 林小班ごとに記載すること。 3 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。 4 取得対象立木の欄には、取得する立木につき を示すこと。														
木材供給実施計画	供給先	氏名又は名称 住所												
	供給年度	供給量	販売見込額	供給量	販売見込額	供給量	販売見込額	供給量	販売見込額	供給量	販売見込額	供給量	販売見込額	
	第1年度	立方メートル	円	立方メートル	円	立方メートル	円	立方メートル	円	立方メートル	円	立方メートル	円	
	第2年度													
	第3年度													
	第4年度													
	第5年度													
計														
記載要領 木材の供給に関する取決めの内容を記載すること。														

注1 この計画書は、愛媛県林業改善資金貸付規則（昭和51年愛媛県規則第81号）第2条第1項の表第4号に掲げる資金の場合に使用すること。  
 2 位置図（縮尺5万分の1）を添付すること。この場合において、位置図は、保有森林を青色、取得森林を赤色でそれぞれ全面彩色すること。また、伐採計画年度を記載すること。  
 3 立木販売仮契約書及び木材供給仮契約書の写し等を添付すること。なお、借受者が森林所有者から森林経営を受託している場合は、受委託契約書も併せて添付すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成14年10月25日 愛媛県報 第1402号

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県林業改善資金貸付規則様式第2号(その1)の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県林業改善資金貸付規則様式第2号(その1)の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1702号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成14年10月16日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
25	愛媛県猟友会 川上支部 松本金次郎	1 売りさばき人住所 喜多郡肱川町大字 宇和川1500番地	1 売りさばき人住所 喜多郡河辺村大字 横山2174番地2
		2 代表者氏名 松本金次郎	2 代表者氏名 久保 義雪
		3 売りさばき所 喜多郡肱川町大字 宇和川1500番地	3 売りさばき所 喜多郡河辺村大字 横山2174番地2
30	愛媛県猟友会 西部支部 尾上 文男	1 売りさばき人住所 東宇和郡宇和町田 野中1004番地	1 売りさばき人住所 東宇和郡宇和町東 多田569番地
		2 代表者氏名 尾上 文男	2 代表者氏名 清家 輝允
		3 売りさばき所 東宇和郡宇和町田 野中1004番地	3 売りさばき所 東宇和郡宇和町東 多田569番地

○愛媛県告示第1703号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、西海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
西海町久家845、845の2、856の1、856の2、885の1、885の2、886及び893の地先	1,783.21

○愛媛県告示第1707号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
節崎池鳥獣保護区	南宇和郡御荘町平城の町道大谷線と県道久良城辺線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし南に進み、町道節崎南線との交点に至り、ここから同町道を西に進み、農道節崎線との交点を経て、更に同	平成14年11月1日から平成24年

○愛媛県告示第1704号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、西海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
久家	西海町久家845、845の2、856の1、856の2、885の1、885の2、886及び893の地先	公有水面埋立地	1,783.21

○愛媛県告示第1705号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、西海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
西海町久家845、845の2、856の1、856の2、885の1、885の2、886及び893の地先	2,757.91

○愛媛県告示第1706号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、西海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
久家	西海町久家845、845の2、856の1、856の2、885の1、885の2、886及び893の地先	公有水面埋立地	2,757.91

町道をほぼ北ないし北西に進み、町道大谷線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	10月31日まで
---	----------

○愛媛県告示第1708号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
古川鳥獣保護区	西条市の加茂川の区域のうち、東予有料道路の新加茂川大橋上流側より上流で県道壬生川新居浜野田線の古川橋下流側より下流の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで
石岡鳥獣保護区	西条市水見の石岡神社参道の鳥居（西の山内）を起点とし、同神社の森の境界に沿って同神社の森を一周し、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
銚子ダム鳥獣保護区	伊予郡砥部町と同郡中山町との境界上の間戸峠を起点とし、ここから山頂（587メートル）に至る稜線をほぼ東に進み、同山頂を経て、国道379号の滝見橋付近に至る稜線をほぼ東に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東ないし南に進み、銚子ダム管理道との交点に至り、ここから同管理道をほぼ北西に進み、千里城跡登山道入口付近で山頂（552メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ南西に進み、三角点（506.3メートル）及び同山頂を経て、更に同稜線を西に進み、砥部町と中山町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
猪伏鳥獣保護区	上浮穴郡柳谷村所在の国有林松山事業区75から77までの各林班並びに民有林柳谷村森林計画区11及び38の各林班の区域	同 上
野村ダム周辺鳥獣保護区	東宇和郡野村町大字野村の国道441号と町道野村ダム袖山線との交点を起点とし、同町道を南西に進み、ダム管理棟南側及びダム堤頂部を経て、更に同町道を南に進み、樽ヶ谷との交点に至る。ここから同谷を南に進み、西森山三角点（621.8メートル）に至り、ここから稜線を南に進み、同町と同郡宇和町との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、町道下宇和地区85号線に出る。ここから同町道を南ないし北に進み、町道Ⅱ-23号線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道下宇和地区80号線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道Ⅱ-21号線に至り、ここから同町道を西に進み、昭和橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、県道宇和野村線に出て、同県道を北東に進み、町道出合河西線との交点に至り、ここから同町道を北西に進み、町道鮎返河西線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東に進み、鮎返橋を経て、同国道に出て、同国道を南東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
大森山鳥獣保護区	南宇和郡城辺町高野山出張所佛眼院前のコンクリート橋南端を起点とし、ここから蓮乗寺川左岸を上流に進み、大森児童公園前のコンクリート橋南端に至る。ここから同公園南東側境界の稜線を南東ないし南に進み、標高点（127メートル）に至る。ここから稜線をほぼ西ないし北西に進み、国道56号城辺トンネル上り側入り口左端に至る。ここから町道職園線と町道職園線支15線との交点に至る山道を北に進み、町道職園線に出る。ここから同町道を北西ないし北に進み、蓮乗寺川に出て、同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

○愛媛県告示第1709号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
川之江銃猟禁止区域	川之江市川之江町馬場二区のJR四国予讃線と市道川之江山田井線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東に進み、市道北山線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、山田井川に通じる農道との交点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、金生川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで
河北山銃猟禁止区域	新居浜市王子町の県道金子中萩停車場線と県道壬生川新居浜野田線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、新居浜警察署前田交番前で市道原地庄内線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道新居浜港線に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、東川に出て、同川左岸を上流に進み、西河川との	同 上

	合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、北河川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、山の神池に至る。ここから同池西側の通称河北山の稜線を北に進み、林道長谷芳谷線に出て、同林道を北ないし北西に進み、市道河の北芳谷線に出る。ここから同市道を北東に進み、県道金子中萩停車場線に出て、同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
東田銃猟禁止区域	新居浜市東田の東台神社の鳥居を起点とし、ここから市道東田光明寺線を北ないしほぼ東に進み、本谷橋に通じる車道との交点に至り、ここから同車道を北東に進み、同橋で市場川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、市場橋で国道11号との交点に至り、ここから同国道を南西に進み、県道国領高木線との交点に至り、ここから同県道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中山銃猟禁止区域	新居浜市桜木の渦井川左岸とJR四国予讃線との交点を起点とし、ここから同線を西に進み、県道飯岡玉津線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、下島山橋で渦井川に出て、同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中山川銃猟禁止区域	東予市吉田の県道南川壬生川停車場線と県道丹原小松線との交点を起点とし、ここから同県道を東に進み、市道玉之江新田線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、通称西ノ原農道との交点に至る。ここから同農道を南東ないし北東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、周桑郡小松町の町道北川徳重線との交点に至る。ここから同町道を南西に進み、町道小松丹原線との交点に至り、ここから同町道を北西ないし西に進み、県道南川壬生川停車場線に出て、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
鹿ノ子池銃猟禁止区域	今治市新谷の市道平山6号線と市道大坪通町谷線との交点を起点とし、同市道を南東に進み、市道宮ヶ崎古谷線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、同市と越智郡朝倉村との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、鹿ノ子池を横断し、更に同境界を南西に進み、県道今治丹原線に出て、同県道を北西に進み、市道松木新谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道大野鹿ノ子線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、農道鹿ノ子水路沿い線との交点に至り、ここから同農道を北東ないし南に進み、市道平山4号線に出て、ここから同市道を北東に進み、市道平山6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
山越銃猟禁止区域	越智郡朝倉村山越の県道東予玉川線と村道椎の木線との交点を起点とし、ここから同村道を北東に進み、村道天皇山越線との交点に至り、ここから同村道を南東ないし南に進み、同県道に出る。ここから同県道を南東ないし南西に進み、同村と東予市との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、通称小口山に至る。ここから椎の木川上流に至る稜線をほぼ北に進み、同川上流に出て、同川右岸を下流に進み、村道下林椎の木線との交点に至り、ここから同村道を北に進み、同県道に出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
重信川河口銃猟禁止区域	松山市出合の国道56号の出合大橋北端を起点とし、ここから重信川右岸堤防を東に進み、石手川右岸堤防に至り、ここから同堤防を北東に進み、同市市坪町でJR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、重信川右岸堤防に出る。ここから同堤防を東に進み、中川原橋北端に至る。ここから同橋を南に進み、同川右岸堤防に出て、同堤防をほぼ東に進み、同市南高井町の久谷大橋北端に至る。ここから同橋を渡り、同川左岸堤防に出て、同堤防をほぼ西に進み、同川河口に出て、ここから忽那七島海域鳥獣保護区界を北に進み、同川右岸堤防に出る。ここから同堤防をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
大可賀、久万ノ台銃猟禁止区域	松山市南吉田町の県道伊予松山港線の鯛崎橋北端を起点とし、ここから同県道を北に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、通称三本柳及び新田学園前を経て、伊予鉄道高浜線を横断し、市道味生224号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、JR四国予讃線三津浜駅に至る。ここから同線を北に進み、県道松山東部環状線に出て、同県道を北東ないし東に進み、市道久枝61号線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし東に進み、県道気衣山線に出る。ここから同県道を南に進み、伊予鉄道高浜線衣山駅を経て、更に同県道を南に進み、市道味酒52号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、JR四国予讃線を横断し、市道新玉29号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道味生115号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道味生413号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道新玉403号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
下伊台銃猟禁止区域	松山市下伊台町の県道松山東部環状線と県道松山北条線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、伊台ハイツ入口に至る。ここからよそべ谷三角点(237.7メートル)に至る稜線を北西に進み、同三角点に至り、ここから道後ゴルフ場関係者出入口前に至る稜線を北西に進み、同出入口前で県道松山東部環状線に出る。ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
泊銃猟禁止区域	松山市泊町の小富士山山頂(282.3メートル)を起点とし、泊町に至る登山道を東に進み、県道興居島循環線に出て、同県道を南に進み、丹田川の河口を経て、更に同県道を西に進み、御手洗地区団体営農道起点に至り、ここから同農道を西に進み、同農道終点に至り、ここから松山市森林計画区5林班39小班と同林班45小班との境界北端に至る谷を北に進み、同境界北端に至り、ここから起点に至る稜線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
山田大池銃猟禁止区域	東宇和郡宇和町大字山田の大池を周回する町道石城地区158号線に囲まれた区域	同	上

須ノ川銃猟禁止区域	南宇和郡内海村須ノ川舟付のナガハエを起点とし、ここから起点と国道56号を横断して村道灘元越線とを最短距離で結ぶ線を東に進み、同村道に出て、同村道を南ないし東に進み、農道ヤツメ線起点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、矢積城址に至り、ここから稜線をほぼ南西に進み、同村道に出る。ここから同村道をほぼ南東ないし南西に進み、海栄寺前で同村道分岐線との交点に至り、ここから同村道分岐線を西に進み、同国道に出る。ここから同国道を南西に進み、須ノ川公園防波堤上の遊歩道との交点に至り、ここから同歩道を北西に進み、須ノ川の大池の水門に至り、同水門から同池の排水路右岸を西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
御荘港銃猟禁止区域	南宇和郡御荘町平城の県道船越平城線と県道猿鳴平城線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、深泥沼護岸西端に至る。ここから大島の最南端に至る直線をほぼ北西に進み、同島の最南端に至り、ここから長崎港防波堤先端に至る直線をほぼ東に進み、同防波堤先端に至り、ここから同防波堤を北東に進み、町道長崎港線に出て、同町道をほぼ北東に進み、町道長崎本線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、国道56号に出て、同国道をほぼ南東に進み、県道船越平城線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

○愛媛県告示第1710号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第9条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
翠波休猟区	伊予三島市寒川町の四国縦貫自動車道と長谷川右岸との交点を起点とし、ここから同自動車道を東に進み、中曾根鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を南ないし東に進み、法皇山脈に通じる山道に出て、同山道をほぼ南に進み、林道馬瀬線との交点に至る。ここから同林道を南ないし西に進み、林道虫仏山線に至る。ここから同林道を南ないし東に進み、市道法皇線との交点に至る。ここから稜線を西に進み、三島嶺南鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ西に進み、大倉に通じる歩道と同市道との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、同市管理の作業道との交点に至る。ここから同作業道をほぼ北西に進み、林道観音谷線に出る。ここから同林道をほぼ北西に進み、長瀬橋東端に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成14年11月1日から平成17年10月31日まで
東山休猟区	伊予三島市と宇摩郡土居町との境界と四国縦貫自動車道との交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、林道野田線に出る。ここから同林道を南に進み、豊受山に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ南東に進み、法皇山脈の稜線に至り、同稜線をほぼ南西に進み、赤星山三角点（1 453 2メートル）に至る。ここから同市と同町との境界をほぼ北西に進み、古子川に出て、同川右岸を下流に進み、同自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
馬立休猟区	宇摩郡新宮村と伊予三島市との境界にある中の川右岸と奥之院鳥獣保護区界との交点を起点とし、ここから同区界をほぼ北東に進み、新宮ダムえん堤西端に至る。ここから銅山川右岸を下流に進み、県道川之江大豊線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、和田小屋川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、同村と同市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、中の川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
船木休猟区	新居浜市船木の国道11号の国領大橋東端を起点とし、ここから同国道を東に進み、市道坂の下大久保線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道角野関の戸線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、客谷橋で客谷川に出て、同川右岸を上流に進み、孝々谷川との合流点に至る。ここから同川右岸を上流に進み、通称城ヶ尾稜線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南に進み、通称大多羅稜線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、下兜山三角点（1 233 7メートル）で同市と宇摩郡土居町との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、上兜山標高点（1 561メートル）に至る。ここから魔戸の滝の上方を経て種子川に通じる山道をほぼ北西ないし北に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、亨徳橋で市道角野船木線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、新田橋で国領川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
中之池休猟区	西条市藤之石の谷川と吉居川との合流点を起点とし、ここから同川右岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を南西に進み、桂谷に出る。ここから同谷を北西に進み、谷川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
世田山休猟区	東予市河原津の東予市と今治市との境界と海岸線との交点を起点とし、ここからその海岸線を南西ないし南東に進み、北川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、成福寺部落を経て、周桑今治地区広域農道との交点に至り、ここから同農道をほぼ北西に進み、周越隧道で東予市と越智郡朝倉村との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、世田山に至り、ここから同市と今治市との境界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

石根休猟区	周桑郡小松町大字大頭の国道11号と県道石鎚丹原線との交点を起点とし、ここから同県道を南に進み、大郷部落を経て、町道山の神線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、通称大郷戸石越えの山道に至り、ここから同山道を南西に進み、同町と同郡丹原町との境界に至る。ここから同境界を北西ないし北に進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
近見休猟区	今治市宮下町一丁目のJ R 四国予讃線と県道今治波方港線との交点を起点とし、ここから同県道を南西ないし北西に進み、市道宅間延喜線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、国道 196 号に出て、同国道を西に進み、市道宅間本線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、同市と越智郡波方町との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、J R 四国予讃線との交点に至る。ここから同線を今治駅に向かって進み、波止浜駅を経て、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
山之内休猟区	越智郡大西町と今治市との境界と国道 196 号との交点を起点とし、ここから同境界を南ないし南西に進み、重茂山を経て、同町と同郡玉川町と同郡菊間町との境界の交点に至る。ここから林道山之内線に通じる谷を北東に進み、同林道の終点に出て、同林道を北西に進み、町道本谷本線に出る。ここから同町道を北西に進み、町道衣笠本線との交点に至り、ここから同町道を北西に進み、県道鈍川伊予大井停車場線に出る。ここから同県道を北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
高野川休猟区	伊予郡双海町と伊予市との境界とJ R 四国予讃線との交点を起点とし、ここから同境界を東ないし南東に進み、同町と同市と同郡中山町との境界の交点に至る。ここから双海町と中山町との境界を南東に進み、国道56号に出る。ここから同国道をほぼ南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、大栄口橋で県道中山双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、町道駄場奥大栄線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南に進み、林道大栄支線との交点に至る。ここから同林道を西に進み、林道牛の峰奥大栄線との交点に至り、ここから同林道を南西ないし北西に進み、町道本郷東越線に出て、同町道を北に進み、県道内子双海線に出る。ここから同県道をほぼ北に進み、国道 378 号に出る。ここから同国道を北東に進み、双海町と同市との境界に至り、ここから同境界を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
下直瀬休猟区	上浮穴郡久万町大字直瀬の県道落合久万線の直瀬橋北端を起点とし、ここから同県道を北に進み、県道美川川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道直瀬渋草線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、同町と同郡面河村との境界に至る。ここから同境界を東ないし南に進み、同町と同村と同郡美川村との境界の交点に至り、ここから同町と同村との境界をほぼ南西に進み、県道西条久万線に出る。ここから同県道を北ないし北西に進み、清瀬橋を経て、更に同県道を西に進み、島田橋東端に至り、ここから谷に沿って北に進み、稜線に至る。ここから同稜線を北西に進み、西ノ川橋に至る稜線に至り、ここから同稜線を南西に進み、西ノ川橋北端で同県道に出る。ここから同県道をほぼ西ないし北西に進み、同県道と県道落合久万線との交点に至り、ここから同県道を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中組休猟区	上浮穴郡面河村中組の県道西条久万線と村道河ノ子線との交点を起点とし、ここから同村道をほぼ東に進み、林道川ノ子線との交点に至り、ここから同林道をほぼ東に進み、高知県吾川郡池川町に至る山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南西ないし西に進み、三光ノ辻山三角点( 1 215 3メートル)に至る。ここから同村と上浮穴郡美川村との境界をほぼ北西に進み、四辻ノ森三角点( 1 201 0メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、国道 494 号に出る。ここから同国道をほぼ北東ないし東に進み、県道西条久万線との交点に至り、ここから同県道を東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
桶小屋休猟区	上浮穴郡小田町と同郡柳谷村との境界線上にある大川嶺三角点( 1 525 0メートル)を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、黒川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、同町淵首で小田深山鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北西に進み、雨霧山三角点( 1 254 8メートル)に至る。ここから国有林と民有林との境界を北東に進み、同町と同郡美川村との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、狼ヶ城山三角点( 1 379 6メートル)を経て、更に同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
上須戒休猟区	大洲市と喜多郡長浜町との境界と県道長浜中村線との交点を起点とし、ここから同県道を南東ないし南西に進み、県道櫛生大洲線との交点に至る。ここから同県道を北ないし西に進み、県道瀬田八多喜停車場線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、同市と八幡浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、金山出石寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北に進み、大洲市と喜多郡長浜町との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、牛の峰三角点( 660 5メートル)を経て、更に同境界を北に進み、藤が峠に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
予子林休猟区	喜多郡肱川町大字予子林の町道ダム河辺線と県道小田河辺大洲線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、同県道と同町と同郡河辺村との境界の最も東の交点に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、峰峠を経て、更に同境界をほぼ東に進み、同町と同村と東宇和郡野村町との境界の交点に至る。ここから肱川町と野村町との境界をほぼ南西に進み、町道藤之原汗嵐線に出る。ここから同町道をほぼ北に進み、町道康申堂藤之原線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東に進み、県道肱川公園線に出て、同県道をほぼ北西に進み、町道公園清水橋線との交点に至り、ここから同町道を北西に進み、町道ダム河辺橋線との交点に至り、ここから同町道を南東ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上

名取休猟区	西宇和郡三崎町大字三崎の国道197号の国道九四フェリー発着場を起点とし、ここから県道佐田岬三崎線を北西ないし西に進み、県道鳥井喜木津線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、町道入津松線との交点に至る。ここから同町道を北東に進み、県道鳥井喜木津線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、同町と同郡瀬戸町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ南西に進み、梶谷鼻及び小梶谷鼻を経て、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
明石、倉谷休猟区	東宇和郡宇和町大字稲生の県道宇和野村線の道義橋東端を起点とし、ここから岩瀬川左岸を上流に進み、県道鳥坂宇和線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、北町橋で瀬戸川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、羽子の木峠に至る谷に至り、ここから同谷を東に進み、同町と同郡野村町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、県道宇和野村線に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
深山休猟区	東宇和郡野村町大字野村の町道野村ダム線と国道441号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北東ないし南東に進み、同町と同郡城川町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、野村町と城川町と北宇和郡広見町との境界の交点に至る。ここから野村町と広見町との境界を西ないし南西に進み、野村町と広見町と同郡三間町との境界の交点に至る。ここから野村町と三間町との境界を西に進み、野村町と東宇和郡宇和町と三間町との境界の交点に至る。ここから野村町と宇和町との境界を北に進み、野村ダム周辺鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
焼棟峠休猟区	東宇和郡城川町と同郡野村町との境界と県道大茅辰ノ口線との交点を起点とし、ここから同境界を北ないし東に進み、焼棟峠を経て、更に同境界を北東に進み、林道雨包線に出る。ここから同林道をほぼ東ないし南東に進み、同県道に出て、同県道を西ないし南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
奈良休猟区	北宇和郡広見町出目の出目陸橋北端を起点とし、ここから国道320号を西に進み、同町と宇和島市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、泉が森三角点(755.2メートル)を経て、更に同境界を北に進み、同町と同市と同郡三間町との境界の交点に至る。ここから広見町と三間町との境界を東ないし北に進み、同境界とJR四国予土線との交点に至る。ここから同線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
上家地、目黒休猟区	北宇和郡松野町大字松丸の県道西土佐松野線と国道381号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を西ないし南西に進み、井谷山標高点(324.2メートル)及び竜山三角点(453.7メートル)を経て、更に同県境を南西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、県道滑床松野線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、県道目黒松丸線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、県道西土佐松野線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中川休猟区	南宇和郡一本松町満倉の惣川と国道56号との交点の新満倉橋東端を起点とし、ここから同国道をほぼ東ないし北東に進み、一本松隧道を経て、更に同国道を南東ないし北東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、松尾峠を経て、更に同境界を西に進み、同町と同郡城辺町と高知県との境界の交点に至り、ここから一本松町と城辺町との境界を西に進み、中玉峠を経て、更に同境界を北に進み、通称ネバ山三角点(233.8メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、同川に出て、同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上

○愛媛県告示第1711号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ大正店  
今治市大正町一丁目2番3号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山芳彦

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年6月9日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,702平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
84台  
イ 駐輪場の収容台数  
50台  
ウ 荷さばき施設の面積  
93.5平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
39.38立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時40分から午前0時20分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成14年10月8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川内町松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists retiring board members and their addresses.

○愛媛県告示第1713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川内町南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists retiring board members and their addresses.

〃	田井野 定 俊	温泉郡川内町大字南方1766番地 3
〃	越 智 義 正	温泉郡川内町大字南方424番地 3
〃	渋 谷 宗 義	温泉郡川内町大字南方251番地 2
〃	村 尾 周 三	温泉郡川内町大字南方618番地 1
〃	渡 部 清 美	温泉郡川内町大字南方50番地
〃	高 木 国 雄	温泉郡川内町大字南方729番地
〃	高須賀 正 博	温泉郡川内町大字南方678番地
〃	前 田 稔	温泉郡川内町大字南方1446番地
〃	首 藤 昌 計	温泉郡川内町大字南方1032番地
〃	近 藤 公 恵	温泉郡川内町大字南方1643番地 1
〃	高須賀 新	温泉郡川内町大字南方1755番地
〃	田井野 常 一	温泉郡川内町大字南方1717番地
〃	高 市 政 則	温泉郡川内町大字南方2429番地
〃	細 川 義 文	温泉郡川内町大字南方2400番地
〃	菅 野 文 典	温泉郡川内町大字南方1192番地
〃	菅 野 好 春	温泉郡川内町大字南方2644番地
〃	和 田 雅 隆	温泉郡川内町大字南方2717番地 1
〃	渡 部 秋 男	温泉郡川内町大字南方2469番地 1
監 事	田井野 忠 雄	温泉郡川内町大字南方1835番地
〃	渡 部 忠 雄	温泉郡川内町大字南方1507番地 2

〃	渡 部 上 光	温泉郡川内町大字北方200番地
〃	高須賀 武 美	温泉郡川内町大字北方451番地
〃	松 本 秀 樹	温泉郡川内町大字北方359番地
〃	松 川 茂	温泉郡川内町大字北方3035番地
〃	佐 伯 哲 雄	温泉郡川内町大字北方754番地 1
〃	伊 藤 直 行	温泉郡川内町大字北方2646番地 2
〃	渡 部 泰 行	温泉郡川内町大字北方1524番地
〃	大 石 春 一	温泉郡川内町大字北方2696番地
〃	和 田 照 男	温泉郡川内町大字北方3089番地
監 事	高須賀 英 隆	温泉郡川内町大字北方890番地
〃	花 山 晴 男	温泉郡川内町大字北方2452番地

○愛媛県告示第1714号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、川内町北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 健 介	温泉郡川内町大字北方1753番地
〃	佐 伯 優	温泉郡川内町大字北方2706番地
〃	寺 阪 亀 義	温泉郡川内町大字北方2451番地 1
〃	北 下 長 義	温泉郡川内町大字北方1253番地 1
〃	高須賀 良 蔵	温泉郡川内町大字北方2411番地
〃	成 川 耕 造	温泉郡川内町大字北方2288番地
〃	二 神 光 行	温泉郡川内町大字北方1331番地
〃	松 川 茂	温泉郡川内町大字北方3035番地
〃	江 戸 良 輔	温泉郡川内町大字北方2835番地 2
〃	松 本 康 良	温泉郡川内町大字北方633番地
〃	渡 部 慎 吉	温泉郡川内町大字北方752番地
〃	渡 部 信 生	温泉郡川内町大字北方284番地
〃	和 田 照 男	温泉郡川内町大字北方3089番地
監 事	高須賀 英 隆	温泉郡川内町大字北方890番地
〃	花 山 晴 男	温泉郡川内町大字北方2452番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 健 介	温泉郡川内町大字北方1753番地
〃	佐 伯 優	温泉郡川内町大字北方2706番地
〃	寺 阪 亀 義	温泉郡川内町大字北方2451番地 1
〃	北 下 長 義	温泉郡川内町大字北方1253番地 1

○愛媛県告示第1715号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、重信町南野田土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・天神地区）の施行を平成14年10月17日認可した。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1716号

八幡浜市南部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡浜南部地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡浜南部地区）計画書の写し
- (2) 八幡浜市南部土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年10月28日から11月25日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所

○愛媛県告示第1717号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東大洲地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東大洲地区）計画書の写し
- (2) 大洲市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年10月28日から11月25日まで

3 縦覧場所  
大洲市役所

○愛媛県告示第1718号

大明神川左岸土地改良区連合は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項第1号の規定により、平成14年10月15日解散した。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、岩城村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二又地区）の施行に平成14年10月17日同意した。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1720号

北条市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）計画書の写し
- (2) 北条市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年10月28日から11月25日まで

3 縦覧場所

北条市役所

○愛媛県告示第1721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万町大字菅生2番耕地307番4から 同町大字上野尻甲129番1まで	旧	メートル 4.4~10.4	キロメートル 0.074	
			新	4.4~10.4 4.4~23.2	0.074 0.080	

○愛媛県告示第1722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万町大字菅生2番耕地307番4から 同町大字上野尻甲129番1まで	平成14年10月25日

○愛媛県告示第1723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久万中山線	上浮穴郡久万町大字二名甲1222番2から 同大字甲1326番1まで	旧	メートル 5.2~33.8	キロメートル 0.982	
			新	9.8~49.0	0.969	

"	直瀬洪草線	上浮穴郡面河村洪草765番地先から 同村洪草756番2まで	旧	4.2～7.4	0.243	
			新	7.4～31.0	0.243	

## ○愛媛県告示第1724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川4052番1から 同大字3895番地先まで	旧	メートル 7.0～35.0	キロメートル 0.093	
			新	11.0～47.0	0.093	

## ○愛媛県告示第1725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川4052番1から 同大字3895番地先まで	平成14年10月25日

## ○愛媛県告示第1726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字横山甲2056番9から 同字甲2057番3まで	旧	メートル 4.3～5.2	キロメートル 0.051	
			新	4.6～20.5	0.051	

## ○愛媛県告示第1727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町柴甲1582番2地先から 同町柴甲1484番2地先まで	旧	メートル 7.9～15.9	キロメートル 0.205	
			新	7.9～15.9 8.5～19.1	0.205 0.213	

○愛媛県告示第1728号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜中村線	喜多郡長浜町柴甲1582番2地先から 同町柴甲1484番2地先まで	平成14年10月25日

○愛媛県告示第1729号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。  
平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 大洲市徳森字永田2484番 7、2484番 8、2484番10、2499番 3 及び2499番 3 地先農道
- 2 申請人の住所氏名  
大洲市徳森2217番地36  
矢野 久次
- 3 図面省略

1 道路の位置

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年10月16日	特定非営利活動法人 I T C 愛媛	東 矢 憲 二	松山市山越五丁目 8 番17号	当法人は、経営戦略面から I T を捉える I T コーディネータの視点を重視して、主として愛媛県内の事業所・行政機関・各種団体・住民が戦略的な情報化投資や情報技術の利活用を推進できるように支援する。具体的には、「I T に関する調査」「I T 活用の助言」「I T 導入支援」「I T セミナー」「経営戦略に基づく情報戦略の提言」などであり、これらの活動を通じて「社会教育」と「街づくり」に寄与することを目的としている。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成14年10月11日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。  
平成14年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	斎 藤 豊	21	野 田 真 吾
4	秋 山 享 介	27	新 津 康 史
18	西 口 泰 宏	31	上 岡 善 太